

彦根愛知犬上広域行政組合人事行政の運営等の状況

1 職員の任免および職員数の状況

(1) 職員数の状況(令和6年4月1日現在)

	職員数 (人)		対前年 増減数	備考欄
	令和6年度	令和5年度		
一般行政職	12	12	0	
技能労務職	2	2	0	
計	14	14	0	定数:19人
定数外	再任用職員	2	2	0
	会計年度任用職員(フル)	3	3	0
	任用職員(パート)	3	2	1
	合計	22	21	1

(2) 採用の状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

職種区分	採用者数 (人)		
	男	女	合計
一般行政職	3	0	3
技能労務職	0	0	0
合 計	3	0	3

(3) 退職の状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

退職区分	定年	希望	死亡	懲戒免職	普通等	合計
職員数(人)	0	0	0	0	3	3

2 人事評価の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第23条の2では、職員の執務については、定期的に人事評価と行うこととされており、組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、職員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力および挙げた実績を的確に把握するため実施し、その評価の結果は、人材育成や給与等の人事管理の基礎として活用します。

3 給与の状況

(1) 人件費の状況(令和5年度普通会計決算)

区 分	管内人口 (R5年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費比率 B/A	(参考) 前年度人件費比率
R5年度	人 152,930	千円 375,265	千円 16,206	千円 135,210	% 36.03	% 28.15

※人件費は、職員の給料、諸手当のほか共済費等を含みます。

※会計年度任用職員(パートタイム)を含まない。

(2) 職員給与費の状況(令和6年度普通会計予算)

区 分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
会計年度任用職員 以外の職員	人 16	千円 60,507	千円 21,820	千円 25,502	千円 107,829	千円 6,739
会計年度任用職員	3	7,260	951	3,935	12,146	4,049

※職員手当は、退職手当を除く、通勤手当・住居手当・扶養手当・時間外勤務手当等です。

※会計年度任用職員(パートタイム)を含まない。

(3) 職員の平均給与月額、初任給の状況

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	45歳 4箇月	313,457円	456,995円
技能労務職	50歳 4箇月	315,250円	591,325円

1. 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職員の基本給の平均です。
2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる通勤・住居・扶養・時間外勤務手当等の合計です。

(イ) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	彦根愛知犬上広域行政組合	国
一般行政職	大学卒	196,200円
	高校卒	166,600円

(4) 一般行政職員の級別職員数等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師の職務	1人	7.1%
2級	主任主事、主任技師の職務	1人	7.1%
3級	主任、主査の職務	4人	28.6%
4級	課長補佐級の職務	4人	28.6%
5級	課長級の職務	2人	14.3%
6級	事務局長、副参事の職務	2人	14.3%
計		14人	100.0%

(5) 職員の手当の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	彦根愛知犬上広域行政組合		国
期末・勤勉 手 当	支給割合	期末 勤勉	同じ
	6月期	1.225月分 1.025月分	
	12月期	1.225月分 1.025月分	
	計	2.450月分 2.05月分	
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		
退職手当	支給率	自己都合 希望・定年	同じ
	勤続20年	19.6695月分 24.586875月分	
	勤続25年	28.0395月分 33.27075月分	
	勤続35年	39.7575月分 47.709月分	
	最高限度	47.709月分 47.709月分	
	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		
扶養手当	子	10,000円	同じ
	(満16歳になる年度から満22歳になる年度まで) 加算	5,000円	
	その他	6,500円	
住居手当	借家・借間(最高限度)	28,000円	同じ
	持 家	なし	
通勤手当	交通機関利用(最高限度額)	55,000円	同じ (自動車 を除く。)
	交通用具使用(片道距離)	自動車 自転車等	
	2km未満	2,000円 1,000円	
	2km以上 5km未満	4,000円 2,000円	
	5km以上10km未満	6,100円 4,200円	
	10km以上15km未満	8,900円 7,100円	
	15km以上20km未満	11,700円 10,000円	
	20km以上25km未満	14,500円 12,900円	
	25km以上30km未満	17,300円 15,800円	
	30km以上35km未満	20,100円 18,700円	
	35km以上40km未満	22,900円 21,600円	
	40km以上45km未満	25,600円 24,400円	
	45km以上50km未満	27,200円 26,200円	
	50km以上55km未満	29,000円 28,000円	
	55km以上60km未満	30,700円 29,800円	
	60km以上	32,400円 31,600円	

地域手当 (令和5年度普通会計決算)	
支給対象地域	全域
支 給 率	6%
国の制度(支給率) (※勤務地により異なる)	彦根市 6% 東近江市 3% 多賀町 0%
支給総額(年額)	3,532千円
支給対象職員1人当たり 平均支給年額	196千円

管理職手当 (令和5年度普通会計決算)	
内容	事務局長、副参事 61,100円 課長級 52,400円 課長補佐級 39,100円
支給総額(年額)	4,781千円
支給対象職員1人当たり 平均支給年額	598千円

特殊勤務手当 (令和5年度普通会計決算)	
内容	火葬業務手当 火葬業務 1件当たり 720円 斎場事務 1日当たり 500円 特殊自動車運転手当 1日当たり 300円
支給総額(年額)	2,017千円
支給対象職員1人当たり 平均支給年額	288千円

時間外勤務・休日勤務手当 (令和4年度、令和5年度普通会計決算)	
5年度	支給総額(年額) 3,717千円
	支給対象職員1人当たり 平均支給年額 372千円
4年度	支給総額(年額) 3,947千円
	支給対象職員1人当たり 平均支給年額 395千円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況(令和6年4月1日現在)

1週間の 勤務時間	1 日 の 勤務時間	勤務時間		休 憩		
		開始時刻	終了時刻	時間	開始時刻	終了時刻
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	60分	12:00	13:00

(2) 一般職員の年次有給休暇の取得状況(令和5年分)

平均取得日数	消化率
17.9 日	45.5 %

(注) 令和5年1月1日から令和5年12月31日までの全期間を在職した一般職員の状況です。

(3) 特別休暇等の状況(令和6年4月1日現在)

種 類		付与日数	備 考
病気休暇		必要期間	90日以内
特別休暇	選挙権等行使休暇	必要期間	
	証人等による出頭休暇	必要期間	
	骨髄提供のための休暇	必要期間	
	ボランティア休暇	5日以内	
	結婚休暇	7日以内	
	不妊治療休暇	5日以内 (特定不妊治療の場合は、10日以内)	
	産前休暇	出産日までの8週間以内 (多胎妊娠は14週)	
	産後休暇	出産日の翌日から8週間以内	
	育児時間休暇	1日2回 各30分	
	配偶者等の出産休暇	3日以内	時間休可
	出生時育児休業	5日以内	時間休可
	子の看護休暇(中学校就学の始期までの子)	5日(2人以上は10日)以内	時間休可
	短期介護休暇	5日(2人以上は10日)以内	時間休可
	忌引休暇	1日～10日	親族関係により異なる
	父母の追悼休暇	1日以内	父母の死亡後15年以内の追悼
	夏季休暇	5日以内	6月～10月までの間
	災害休暇(住居損壊の復旧、避難等)	7日以内	
	災害・事故休暇(通勤困難等)	必要期間	
	生理休暇	必要期間	
	妊婦の通勤緩和休暇	1日を通じて1時間を越えない範囲	
	妊婦の健康診査等休暇	必要期間	
	妊娠障害休暇(つわりに限る。)	7日以内	時間休可
介護時間		1日を通じて2時間を越えない範囲	連続する3年以内に限る。
介護休暇		必要期間	最大6月 時間単位可

5 職員の休業に関する状況(令和5年度)

(1) 自己啓発等休業の取得状況

取得者数	0人
------	----

(2) 育児休業および部分休業の取得状況(令和5年度)

(単位:人)

区分	育児休業取得状況		令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員の育児休業取得状況		
	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児休業対象者数	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性	0	1	0	0	0
女性	0	0	0	0	0
合計	0	1	0	0	0

(3) 修学部分休業の取得状況

取得者数	0人
------	----

6 職員の分限および懲戒処分状況(令和5年度)

(1) 分限処分者数

(単位:延べ人数)

処分事由	処分の種類	降任	休職	免職	合計	失職
勤務成績が良くない場合					0	
心身の故障の場合					0	
職に必要な適格性を欠く場合					0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					0	
刑事事件に関し起訴された場合					0	
条例で定める事由による場合					0	
合 計		0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数

(単位:人)

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正(給与不正受領、受験採用虚偽行為等)						0
一般服務違反関係(職務専念義務違反、職務命令違反等)						0
一般非行関係(傷害等刑法違反等)						0
収賄等関係(収賄、横領等)						0
道路交通法違反						0
監督責任						0
合 計		0	0	0	0	0

7 職員の服務の状況

職員の服務については、地方公務員法第30条において「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」という根本基準が規定されています。また、同法において、法令等や上司の職務上の命令に従う義務、服務上の守るべき義務などが次のとおり規定されており、職員は、服務の根本基準を念頭におきながら、服務上の義務を遵守して、職務を遂行しています。

(単位:人)		
区 分	内 容	違反者数
命令に従う義務	職員は、法令に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければならない。	0
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない。	0
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0
職務に専念する義務	職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0
政治行為の制限	職員は、政治活動等をしてはならない。	0
争議行為等の禁止	職員は、ストライキ等をしてはならない。	0
営利企業等従事制限	自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	0

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法の一部改正(平成28年4月1日施行)により、退職管理に関する事項が規定され、営利企業等に再就職した元職員の現職職員への依頼等が規制されました。

9 職員の研修および勤務成績の評定の状況(令和5年度)

(1) 職員研修の状況

(単位:人)

研 修 区 分	研 修 名	日程(日)	受講者
派遣研修(研修センター)	新任職員(前期)研修	2	1
	法制執務研修(基礎編)	2	1
	係長級職員(1部)研修	3	1
	新任職員(後期)研修	2	1
	現任職員(1部)研修	3	1
派遣研修(専門研修)	車両系建設機械運転技能講習	5.5	1
一般研修(階層別等)	該当なし	—	—
職場研修	公務員倫理研修(文書による職員啓発)	随時	全職員
	人権問題研修(文書による職員啓発)	随時	全職員
	安全運転職場研修(文書による職員啓発)	随時	全職員

10 職員の福祉および利益保護の状況(令和5年度)

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況

職員の健康状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、定期健康診断およびストレスチェック診断等を実施しています。

(2) 職員の福利厚生事業の実施状況

職員の福利厚生事業については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条および職員の共済制度に関する条例(平成12年組合条例第14条)により実施しています。

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会および彦根愛知犬上広域行政組合職員互助会は、会員の掛金および組合の負担金、その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しています。

	彦根愛知犬上広域行政組合職員互助会	一般財団法人滋賀県市町村職員互助会
人 数	20人	15人
会 員 掛 金 額	月額:1,000円	月額:標準報酬月額×3.3/1000
負 担 補 助 額	年額:25,314円	月額:標準報酬月額×2.7/1000

(3) 公務災害の状況

該当なし

11 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置の要求件数	なし
(措置要求の概要)	

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

不利益処分に関する審査請求件数	なし
(審査請求の概要)	